

保険者の交付金・納付金等及び支援金等の額の算定に関する諸係数

区 分	根 拠 条 文	令和元年度 確定 (告示)	平成30年度 確定 (告示)	平成29年度 確定 (告示)	平成28年度 確定 (告示)	平成27年度 確定 (告示)	
確定 前期 高齢者 交付金・ 納付金	全保険者平均前期高齢者加入率	省令第15条において準用する 省令第10条第1項	0.15209564	0.15230266	0.15171699	(改正前) 0.15033662 (改正後) 0.15081317	0.14832722
	前期高齢者加入率の下限割合	法第35条第5項(政令)	1.00/100	1.00/100	1.00/100	1.00/100	1.00/100
	確定補正係数	省令第15条において準用する 省令第9条第3項	1.10505	1.10138	1.09613	(改正前) 1.08078 (改正後) 精正率:1.09338 補正率:1.09339	1.08097
	調整対象外給付費額に係る算定率	法第35条第2項第2号(政令)	1.55	1.54	1.45	1.43	1.48
	一人平均前期高齢者給付費額	省令第16条	426,111円	416,963円	416,151円	(改正前) 421,084円 (改正後) 408,829円	421,333円
	負担調整基準率	法第38条第4項(政令)	53.61400/100	52.95000/100	52/100	52/100	51/100
	特別負担調整基準率	法第38条第5項(政令)	50.04395/100	49.18309/100	48.30577/100	—	—
	加入者一人当たりの負担調整対象額	省令第20条の2	113円	159円	233円	(改正前) 66円 (改正後) 50円	57円
	確定負担調整額調整率 (低医療費水準保険者)	政令第1条の9第1項第1号	90.0200508670/ 100	90.0213233739/ 100	90.0516500382/ 100	—	—
	確定負担調整額調整率 (低医療費水準保険者以外の保険者)	政令第1条の9第1項第2号	100.0200508670/ 100	100.0213248239/ 100	100.0516111908/ 100	—	—
	納付金確定拠出率	法附則第13条の5第4項	—	—	—	(改正前) 0.00147056 (改正後) 0.00153059	0.0011091
	確定額補正率	省令第14条の2	0.984059416459	0.984792536878	0.985813779485	—	—
	百分の五に相当する順位の 一人平均前期高齢者給付費額	政令第1条の9第1項第1号	202,187円	195,918円	230,382円	—	—
	財政力の基準	法第39条第1項第2号 (算定政令第1条の8第1号)	5,728,774円	5,716,272円	5,694,284円	—	—
	確定 後期 支援金	加入者一人当たり負担額	省令第39条の2 省令附則第6条(改正後の被用者 等保険者)	60,287円	57,629円	56,344円	(改正前) 53,680円 (改正後) 被用者等保険者以外 53,994円 被用者等保険者 54,480円
支援金確定拠出率		法附則第14条の3第5項	—	—	—	(改正前) 0.01332641 (改正後) 0.01349155	0.01009040
総報酬割確定負担率		省令第39条の3	0.02142885	0.02081415	0.02074579	—	—
後期高齢者支援金調整率 (加算対象保険者)		法121条第2項(政令)	100.25/100	100.25/100	100.23/100	100.23/100	100.23/100
			100.5/100	101/100	—	—	—
			100.75/100	102/100	—	—	—
			102/100	—	—	—	—
			102.5/100	—	—	—	—
後期高齢者支援金調整率 (減算対象保険者)		法121条第2項(政令)	99.804319662/100	99.719087968/100	99.9520021764/100	99.9493336113/100	99.9515369223/100
			99.895637153/100	99.850180248/100	—	—	—
	99.947818576/100		99.925090118/100	—	—	—	
後期高齢者支援金調整率 (上記以外の保険者)	法121条第2項(政令)	100/100	100/100	100/100	100/100	100/100	
調 整 金 額	前期高齢者交付算定率	省令第3条	0.000170	0.000137	0.000064	0.000097	0.000320
	前期高齢者納付算定率	省令第17条において準用する省 令第3条	0.000170	0.000137	0.000064	0.000097	0.000320
	後期高齢者支援算定率	省令第36条において準用する省 令第3条	0.000129	0.000125	0.000080	0.000079	0.000171